時事新報

豫算論の結局を如何せん（昨日の續）

第二憲法問題　豫算を以て法律を變更するは不當あり と云ひ否豫算の重大なるや少おくとも法律と同等の威力あり査定案の官制に侵入する決して不可あしとて一時世論囂々たりしが貴族院にても亦右の理由により衆議院の査定案を受理せざるべしとの風聞あり蓋し豫算とは法律の命する所によりて費用を計算するものに過ぎざれば其法律と同等に非さるは勿論元來法律を變更するには之を制定したると同樣の手續を以てせざる可らざるは法理の明示する所にして横合より豫算論を以て法律を變更するみと能はざるは固より申す迄もなけれども元首の大權は立法行政の兩部に跨れるが故に政府と國會と一致するときは元首に於て更に異存おく其大權を以て法律を變更するに妨げおき次第は憲法第六十七條を演繹して明白なれば彼の大權に基ける既定の歳出も政府の同意だに得れば廢除削減も自由自在にして其結果として法律を變更するも決して不都合ある可らず左れば査定案を非とする者は其同意を求むるの手續として議決の前にせざるを咎むるものおらんと雖も憲法第六十七條は唯「政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減するみとを得ず」とありて精神の所在は政府と國會と一致すべきを命じたるのみ其議決の前にすべきや後にすべきやは實地手續上の都合如何を顧みて解釋するの外おければ貴族院が若しも之を以て違憲の理由となし以て衆議院の議決を受理せざらんとするに於ては拘泥も亦甚だしと云はざる可らず

故に公平の眼を以て見れば衆議院の豫算委員が政府の不同意を竊に承知しおがら評決するが如き無謀の趣向をおさずして始めより政府委員に就てイヨ〳〵政府が能く堪忍して同意し得る迄の極度を突留め事の實行を目的として査定したらんには今日の如き折角の議決を不同意の一聲に破らんとするの不始末も勿るべく又政府も初めより國會を無謀視して其間に溝渠を設け費額上に掛直を試むるが如きみとなくんば立憲政治の精神も爰に始めて全かるべきに政府も國會も互に相親密おらざるが故に勢、衆議院は同意を議決の後に求めんと覺悟したるの意味おきにわらず又過日山縣伯の演說に同意を議決の前に求めざる可らずと云ひしは伯が憲法を解する果して其如くおりしや否やを知らずと雖も單に其言を聞て之を察すれば國會の議は不安心おるが故に同意を前に求めしめざれば後に至り不同意の煩あるべしと豫期して心中既に國會を信せざる者に似たり尤も伯が演說したる頃は所詮同意するみと能はざる無謀の査定案の通過するや現然たりし折柄おれば兼て國會を信するとに信せざるとに關係なき樣おりしかども兎角も衆議院が同意を求むる手續の圓滑ならざりしは政府と國會と親密おらざるが故にして憲法の明文如何に由るに非ざるが如し

憲法第六十七條の精神は同意を求むるの前後を規定したるにわらず左れば山縣伯の演說も唯是れ一片の忠告として聞くべきものにして衆議院の議事の模樣にては到底不同意を與ふるの殺風景を免れざるを憂へ同意を前に求めしめて不體裁おからん事を豫防するの主意に相違おかりしおらん語を換へて云へば衆議院をして政府を信用せしめ親密の間柄の如く同意を前に求めしめんとしたるおり假令へ前に同意を求めても決して無理おる掛直を云はず讓るべきは充分に讓らんとの意を諷したるおり決して憲法を解釋したるに非ず好し解釋おりとするも云はゞ山縣一己の解釋にして政府の解釋にあらず若し政府の解釋とすれば何とて衆議院が日々違憲の議事をおすを傍觀するの理あらんや三次會の終結將た貴族院の論決を俟つに及ばず速に中止して適法の裁決を乞ふべき筈おるに其手續に及ばざるを見れば衆議院が前に同意を求めざるを以て違憲の所爲と視做さゝるや明白おりとす

同意を求むるの手續如何は既に憲法の問ふ所に非ずとすれば違憲の理由を以て議會は解散せらるゝの慎れあるよとおく唯既定の歳出に屬する部分だけに付き政府は同意を與ふるや否やと云ふに歸すべきのみ我輩の所見を以てすれば此場合に政府は宜しく其同意し得べきものには同意を與へず然らざるものには與へずして決して或る一項に不同意おれば直ちに全體を否決するに及ばず唯國會の議決を參考として隨意に取捨すべきものと信ずるなり蓋し憲法に六十七條の明文おくして一切の歳出は悉く國會の議決に從はざる可らざるものとせば政府は其一項にても二項にても到底同意するみと能はざるものあると共に斷然辭職するの外なしと雖も既定の歳出その他云々の歳出は政府の同意を要する事と定められたれば不同意中一項にても同意を與ふるは即ち政府の德義にも適ふ譯にして實に綽然の餘地ありと云ふべし何かの事情によりて兩院自ら豫算を議決せざるに非ざるよりは不成立と云ふ事も亦決してある可らず政府の內議も亦此の如くおるやに傳聞せり

憲法を四角四面に解釋すれば右の通りおれども政府がイヨ〳〵不同意おりとて扨會計法補則によりて既定の歳出云々の費目に對する削減金額を査定案中より引去れば殘るは僅か八十八萬圓餘にして七百八十八萬圓餘の削減額は其七百を取除けられたる姿とおるべし討議殆んど百日に近くして其結果は斯くも一朝全く水泡に屬し政費節減の素志を空ふするみとゝおらば國會は果して其精神を得たるを喜ぶべきや此故に衆議院は宜しく大に愛に開悟して從來の議決を一轉し我輩の所謂減額の變則に從ふか或は貴族院との協議會を開いて政府が果して前號に云へる如く第二の豫算案を呈出せば一歩を讓りて之を可決するか又査定案は第三次會をも經過して而して政府は第二の豫算案を呈出せざるときは協議會に於て修正を加へ政府の同意を得んみとを勉むべきのみ一見恰も衆議院の面目を傷くるが如くおれども政府に於ても亦大に眞らざる可らざるや勿論にして豫算案に掛直あるが如き外觀を示すの次第おるが故に憲法の規定は是非に及ばずと覺悟して今後は漸次彼の會計法補則を改正して議權を擴張せんみとを勉めて其精神を得たるを喜ぶべきのみ

併せて官制を改革するに堪ふべき充分の購究を盡すみそ本意おるべし殊に此程總理大臣及大藏大臣の演說の如きは頗ふる好意に出でたるが如し豈又長く小兒の執拗を學ぶ可んや

（完）

官報

○內務省告示第三號

一日本繪入廣告用紙　一枚
和歌山縣和歌山市湊本町三丁目一番地
中村庄三郎發行

右出版物ハ治安ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ發賣頒布ヲ禁止ス

明治廿四年二月十八日

內務大臣伯爵西鄕從道

雜報

○全國代言人總數　昨年十二月三十一日全國各組合代言人現員は千二百四十五人にして組合地名、會長氏名及び現員區別は左の如し但し前年末日現員に比すれば百七十人を增せり「△印は副議長」

地名	會長氏名	現員	地名	會長氏名	現員
東京	元田磯	一四九	上京	吉田[illegible]	八
東京合組	△△濱村孝[illegible]	一四一	都[illegible]	△△[illegible]	二七
東京新組	△大槻俊一	二〇	宮坂	△矢[illegible]	一四
東京	△齋藤[illegible]	一一	津	佐久間[illegible]	八一
東京	土屋[illegible]	一一	都[illegible]	小林[illegible]	二七
東京	保倉[illegible]	一一	和歌山	伊[illegible]	二一
東京	長谷川[illegible]	一一	和歌山	中[illegible]	二一
東京	高木[illegible]	一一	和歌山	矢[illegible]	二一
東京	長澤[illegible]	一一	和歌山	大[illegible]	二一
東京	相馬[illegible]	一一	和歌山	大[illegible]	二一
東京	新[illegible]	一一	和歌山	大[illegible]	二一
東京	鹿[illegible]	一一	和歌山	大[illegible]	二一
東京	橫[illegible]	一一	和歌山	大[illegible]	二一
東京	王[illegible]	一一	和歌山	大[illegible]	二一
東京	發[illegible]	一一	和歌山	大[illegible]	二一
東京	濱子[illegible]	一一	和歌山	大[illegible]	二一
東京	濱田[illegible]	一一	和歌山	大[illegible]	二一
東京	濱